

関 係 各 位

ヨーロッパウナギのランチング標本の輸出入手続きについて

ワシントン条約第 20 回締約国会議において、ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議 20.3 が採択されました（2026 年 3 月 5 日効力発生）。これを踏まえ、我が国における条約の的確かつ確実な履行を図るため、ワシントン条約附属書掲載種であるヨーロッパウナギ（*Anguilla anguilla*）にあつては、出所区分（ソースコード）が R（ランチング）である標本（生体、生体の一部、加工品）の日本における輸出入手続きが変更となりますのでお知らせします。

（別添）ヨーロッパウナギ（*Anguilla anguilla*）のランチング標本の輸出入の手続について

最新の情報については、経済産業省のホームページをご覧ください（内容について、必ず最新の情報をご確認の上、輸出入手続きを行っていただきますようお願いいたします。）。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/oshirase_260626.pdf

【本件に関する問い合わせ先】

- ・日本における輸入手続及び日本からの再輸出の申請手続について

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話：03-3501-1723（直通）

- ・ウナギ属全般、決議 20.3 及び R（ランチング）の定義を示す科学的根拠について

水産庁 増殖推進部 漁場資源課 生態系保全室

電話：03-3502-8487（直通）

【問い合わせ先】

（輸入他法令関係）

東京税関業務部通関総括第 2 部門

電話：03-3599-6338

（輸出他法令関係）

東京税関業務部通関総括第 4 部門

電話：03-3599-6341

お知らせ

ヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)のランチング標本の輸出入の手続について

2026 年 6 月 26 日

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
水産庁 増殖推進部 漁場資源課 生態系保全室

ワシントン条約第 20 回締約国会議(CoP20:2025 年 11 月開催)において、ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議 20.3 が採択されました(2026 年 3 月 5 日効力発生)。これを踏まえ、我が国における条約の的確かつ確実な履行を図るため、ワシントン条約附属書掲載種であるヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)にあつては、出所区分(ソースコード)が R(ランチング)である標本(生体、生体の一部、加工品)の日本における輸入手続及び日本からの再輸出の審査基準を変更しますので、お知らせします。

※R(ランチング)とは、「成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成」することをいう。

1. ウナギ属の取引、保全及び管理に関するワシントン条約決議 20.3

ウナギ属の資源悪化や違法取引を背景として、国際取引、保全及び管理の強化に向けた基本的な方向性を示したものです。本決議において、締約国に対し、出所区分(ソースコード)が R(ランチング)であるウナギについて、R(ランチング)の定義に合致することを示す十分な科学的根拠がない限り、輸出、再輸出又は輸入を承認しないよう勧告するとともに、この執行状況の報告等を締約国に求めています。

なお、2024 年 7 月に開催されたワシントン条約第 33 回動物委員会において、ヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)の自然下における死亡率及び生存率の観点から、現時点では R(ランチング)の定義に合致することを裏付ける十分な科学的根拠は確認されていない旨が指摘され、この議論を踏まえて本決議が採択されました。

2. 日本における輸入手続及び日本からの再輸出の審査基準の変更

我が国においては、ヨーロッパウナギが附属書Ⅱに掲載(2009 年 3 月 31 日効力発生)されたことを踏まえ、他の掲載種と同様に、条約を誠実に履行するための審査基準に沿って審査を実施していたところですが、上記決議を踏まえ、ワシントン条約附属書掲載種であるヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)のうち、を出所区分(ソースコード)が R(ランチング)である標本の日本における輸入手続及び日本からの再輸出の審査基準を改正しました。

- 日本における輸入手続

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。)の三の7(2)を改正(2026年6月26日施行)し、経済産業大臣の事前の確認の対象としました。なお、生体については、今回の改正にかかわらず、従前より輸入公表 三の7(3)に基づく事前確認の対象です。

- 日本からの再輸出の審査基準

絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(輸出注意事項 55 第 17 号)Ⅲ1(3)輸出許可書等の審査基準を改正(2026年3月4日施行)し、許可基準に条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められることを追加しました。

本改正は、輸出入の審査において、この条件に適合しない場合に承認を行わないことを明確化するものであり、申請にあたっては、R(ランチング)の定義に合致することを示す十分な科学的根拠を示していただく必要があります。

ただし、1. 後段の通り、ヨーロッパウナギについては「ランチング」の定義に合致することを示す十分な科学的根拠は確認されていない旨が指摘されています。このため、下記3. に定める基準を満たす科学的知見が示されない限り、出所区分(ソースコード)が R(ランチング)のヨーロッパウナギの輸出入の承認は、現時点では困難である点についてご留意ください。

3. 出所区分(ソースコード)が R(ランチング)であるヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)の R(ランチング)の定義に合致することを示す十分な科学的根拠

十分な科学的根拠とは、CoP20 以降に公表された科学的知見に基づき、当該知見についてワシントン条約事務局に輸出許可書又は再輸出証明書の発給国が照会した結果、同事務局が当該知見に基づく国際取引を認め得るとの見解を示している場合、又は CoP20 以降に開催される動物委員会、常設委員会等においてこれと同等の結論が得られる場合を指します。

【参考】ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議 20.3 抜粋及び仮訳

4. URGES Parties, due to limited understanding of the stock recruitment relationship for CITES-listed eel species, to not authorise exports, re-exports or imports of eels with source code R (ranching), unless there is sufficient scientific evidence that the definition of ranching as included in Resolution Conf. 11.16 (Rev. CoP15) is met, including requirement for NDFs;
4. CITES 掲載のウナギ種に関する資源の親魚量-加入量関係の知見は限られていることから、NDF に関する要件を含む、決議 11.16(CoP15 改正)のランチングの定義に合致することを示す十分な科

学的根拠がない限り、ソースコードが R(ランチング)であるウナギの輸出、再輸出又は輸入を承認しないよう勧告する。

<https://cites.org/sites/default/files/documents/COP/20/resolution/E-Res-20-03.pdf>

【本件に関するお問い合わせ先】

日本における輸入手続及び日本からの再輸出の申請手続について

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723

ウナギ属全般、決議 20.3 及び R(ランチング)の定義を示す科学的根拠について

水産庁 増殖推進部 漁場資源課 生態系保全室

電話 03-3502-8487